

# 自衛官の母が国提訴

## 南スーダンPKO派遣差し止めを

札幌地裁



車いすで札幌地裁にむかう原告・平さんと弁護士ら＝30日、札幌市

自衛官の息子をもつ北海道千歳市の50代の母親が、「自衛隊の南スーダンPKO（国連平和維持活動）への派遣は憲法違反」と派遣

実施可能とされています。

原告弁護団は「安本法が具

体的に作動し、立憲主義が

崩されるこの局面での、P

KO派遣の違憲性を真正面

から事実で迫るこの訴訟の

意義は大きい」と強調しま

した。

南スーダンPKO派遣問

題で、自衛隊員の家族が訴

訟を起こしたのは初めて。

原告は実名とは別の「平和

子」さんと名乗っているま

す。自衛隊員の家族として

平和的生存権を侵害され精

神的苦痛を受けたとして国

に対し、20万円の国家賠償

も求めています。次男（20

代）が陸自東千歳駐屯地に

勤務しています。

平さんは、札幌や千歳市

内で「駆け付け警護」で

隊員が犠牲になる。自分が

産んだ子も、誰の子も死な

せたくない」とマイクを握

り訴えてきました。

訴状は、自衛隊の国連P

KO派遣の違憲性について、①各国軍隊が派遣され

る国連PKOは、本質的に

軍事力行使であり、自衛隊

もその一員として活動する

ことは憲法9条1項が禁ず

る「武力の行使」にあたる

②憲法9条の政府解釈に立

つても自衛隊を海外に派遣

することは自国防衛の範囲

を超え、明らかに「専守防

衛」に反し、9条2項の「戦

力」不保持規定に反する一

と指摘。

安保関連法で新たに加わ

ったPKOでの任務（駆け

付け警護、宿営地などの

共同防護）についても、「武

力（新任務）が行使され

ば「交戦権」に発展する危

険性は極めて高くなる」と

し、憲法が禁じる「戦力不  
保持及び交戦権否定規定  
に反する」と断じていま  
す。

提訴後の記者会見で原告  
弁護団の佐藤博文弁護士は  
「新任務付与で隊員が犠牲  
になる可能性が現実的にな  
っている危機感がある。派  
遣差し止め・撤退を一刻も  
早くさせたい」と力を込め  
ました。 ↓関連⑥面